

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(23) 議案第77号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第77号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 77 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 軽費老人ホームに、医療・福祉関係の資格を有さない職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける
- (2) 軽費老人ホームに、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p>	<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>	<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>
<p>第2章 基本方針（第3条）</p>	<p>第2章 基本方針（第3条）</p>
<p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第34条の2）</p>	<p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4条～第34条）</p>
<p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第35条～第40条）</p>	<p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第35条～第40条）</p>
<p><u>第5章 雑則（第41条）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則 （趣旨）</p>	<p>第1章 総則 （趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>第2章 基本方針</p>	<p>第2章 基本方針</p>
<p>第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p>	<p>第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p>
<p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>3 軽費老人ホームの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>3 軽費老人ホームの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>
<p><u>4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第3章 設備及び運営に関する基準 （運営規程）</p>	<p>第3章 設備及び運営に関する基準 （運営規程）</p>
<p>第8条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>	<p>第8条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>
<p>（1）施設の目的及び運営の方針</p>	<p>（1）施設の目的及び運営の方針</p>
<p>（2）職員の職種、員数及び職務の内容</p>	<p>（2）職員の職種、員数及び職務の内容</p>
<p>（3）入所定員</p>	<p>（3）入所定員</p>
<p>（4）入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>（4）入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>

改正後	改正前
<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 緊急やむを得ない場合に第18条第3項に規定する身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p><u>(9) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(10) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(12) その他施設の運営に関する重要事項</u> (非常災害対策)</p>	<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 緊急やむを得ない場合に第18条第3項に規定する身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(8) 個人情報の管理の方法</p> <p>(9) 苦情への対応方法</p> <p>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(11) その他施設の運営に関する重要事項 (非常災害対策)</p>
<p>第9条 軽費老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (サービス提供の方針)</p>	<p>第9条 軽費老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u> (サービス提供の方針)</p>
<p>第18条 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (施設長の責務)</p>	<p>第18条 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (施設長の責務)</p>
<p>第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わ</p>	<p>第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わ</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切なサービスが提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第25条の2 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切なサービスが提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働</p>

改正後	改正前
<p>省令第107号)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p>	<p>省令第107号)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p>
<p>第29条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第29条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第34条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第34条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p>	<p>(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p>
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 軽費老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>3 軽費老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>
<p>4 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>4 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第34条の2 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (この章の趣旨)</p> <p>第35条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、市長が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 (準用)</p> <p>第40条 第4条から第10条まで及び第13条から<u>第34条の2</u>までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第34条の2</u>まで」とあるのは「第39条並びに第40条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第22条まで及び第24条から<u>第34条の2</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第41条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第34条の2（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については新条例第8条中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関</u></p>	<p>第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (この章の趣旨)</p> <p>第35条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、市長が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。 (準用)</p> <p>第40条 第4条から第10条まで及び第13条から第34条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは「第39条並びに第40条において準用する第8条から第10条まで<u>及び</u>第13条から第22条まで及び第24条から第34条まで」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>する事項を除く。）」とする。</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームの設置者は、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする</u></p> <p><u>6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第34条第1項（新条例第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする</u></p>	